

2019年10月30日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」の公表

コメントの募集

2018年11月に開催された第397回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されました。

この提言を受けて、当委員会は、2018年12月より、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について審議を行ってまいりましたが、今般、2019年10月25日開催の第419回企業会計基準委員会において、表記の「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2020年1月10日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。

なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：accounting-policies2019@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願いいたします。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 本公開草案の公表の経緯及び本公開草案が扱う範囲（本公開草案第 28-2 項）

2018 年 11 月に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実について検討することが提言された。この提言を受けて、当委員会では、2018 年 12 月より審議を開始し、その結果を公開草案として公表することとした。

■ 開示目的（本公開草案第 4-2 項、第 44-2 項及び第 44-3 項）

本公開草案では、重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにあり、これは、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じであるとしている。

質問 1（開示目的に関する質問）

| |
|---|
| 本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 |
|---|

■ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（本公開草案第 44-4 項及び第 44-5 項）

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう（本公開草案第 4-2 項）。これには、例えば、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると考えられる。なお、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。

また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化

して定めたもの（法令等）も含まれる（企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）第 5 項及び第 16 項）。これを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、業界の実務慣行とされている会計処理方法で重要性があるものも該当すると考えられる。これには、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれる。

（参考）

上記の会計基準等とは、適用指針第 5 項及び第 16 項でいう「会計基準等」を指しており、具体的には次に掲げるもの及びその他の一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたものをいう。

- (1) 当委員会が公表した企業会計基準
- (2) 企業会計審議会が公表した会計基準（企業会計原則等を含む。）
- (3) 当委員会が公表した企業会計基準適用指針
- (4) 当委員会が公表した実務対応報告
- (5) 日本公認会計士協会が公表した会計制度委員会報告（実務指針）、監査・保証実務委員会報告及び業種別監査委員会報告のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

また、法令等により会計処理の原則及び手続が定められているときは、当該法令等も一般に公正妥当と認められる会計基準等に含まれる場合がある。

質問 2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 企業会計原則注解（注 1-2）の定めを引き継ぎ（本公開草案第 4-3 項から第 4-5 項）

本公開草案では、重要な会計方針に関する注記について、企業会計原則注解（注 1-2）の定めを引き継ぎ、次のように取り扱うことを提案している。

- (1) 財務諸表には、重要な会計方針について、採用した会計処理の原則及び手続の概要を注記する。
- (2) 会計方針の例としては、次のようなものがある。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ③ 固定資産の減価償却の方法
 - ④ 繰延資産の処理方法

- ⑤ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - ⑥ 引当金の計上基準
 - ⑦ 収益及び費用の計上基準
- (3) 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、当該会計方針の注記を省略することができる。

質問 3 (企業会計原則注解 (注 1-2) の定め の引継ぎに関する質問)

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解 (注 1-2) から企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 適用時期及び経過措置 (本公開草案第 25-2 項及び第 25-3 項)

本公開草案では、適用時期等について、次のように取り扱うことを提案している。

- (1) 本公開草案は、2021 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することを提案している。ただし、公表日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができることも提案している。
- (2) 本公開草案では、本公開草案を適用したことにより新たに注記する会計方針は、表示方法の変更には該当しないものの、本公開草案を新たに適用したことにより関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示するときには、追加情報としてその旨を注記することを提案している。

質問 4 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 4-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(質問 4-2) 経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ その他

質問 5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上